委託業務競争契約入札心得　新旧対照表

改正前	改正後
（契約の締結） 第１４条　落札者は、落札の通知を受けた日から起算して７日以内に、別に定める契約書により契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由あると認めた場合は、その期間を延長することができる。	（契約の締結） 第１４条　落札者は、落札の通知を受けた日から起算して７日以内に、別に定める契約書により契約書（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成して契約を締結しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由あると認めた場合は、その期間を延長することができる。
２　（略）	２　（略）
	（契約書作成の省略） 第１５条　契約書の作成を省略する場合は、請書（当該請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を徴する。この場合においては前条を準用する。
（契約の確定） 第１５条　契約書を作成する契約にあっては、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。	（契約の確定） 第１６条　契約書を作成する契約にあっては、契約当事者双方が記名押印したとき又は契約当事者双方の電子署名が完了したときに確定する。
（異議の申立） 第１６条　（略）	（異議の申立） 第１７条　（略）
（準用） 第１７条　（略）	（準用） 第１８条　（略）